地球温暖化対策推進のために条例に位置付ける項目(案)について

区分	今後推進すべき地球温暖化対策の方向性 (あいち地球温暖化防止戦略 2030 より)	条例に位置付ける理由	条例への位置付けが必要な項目
暮らし	低炭素型ライフスタイルへの転換 ・ 家庭部門における取組は、県民一人一人の日常生活の中での行動によるところが大きく、ライフスタイルを省エネ型・低環境負荷型のものへと転換していくことが必要。 ・ 愛知万博を始めとした国際的環境イベント等で高められた県民の意識を、実際の行動へと反映させることが必要。 ・ 世帯当たりの人数は減少しているにもかかわらず、世帯当たりの温室効果ガスの排出量はほぼ横ばいで推移しており、原単位排出量(世帯当たりの排出量)の低減が必要。 ・ その要因は、家電製品等の普及台数の増加や種類の多様化と考えられるが、エアコンや冷蔵庫など個々の家電製品の消費電力は年々改善されており、照明や家庭用給湯器についても、LED 照明や潜熱回収型給湯器・ヒートポンプ給湯器など省エネ型の製品が開発されていることから、こうした最新の機器への更新を促すことが必要。	県民一人一人が、低炭素型ライフスタイル※への転換に努めるべきことを位置付けることで、地球温暖化問題への意識を深めるとともに、低炭素型の製品等の選択や省エネ行動を促していく必要がある。 【※低炭素型ライフスタイルとは】 ・日常生活(家庭や職場)で省エネや節電の徹底 ・住まいにおけるエネルギー管理の徹底 ・古い家電製品を高効率・省エネ性能に優れた家電製品に買替・省エネ性能の高い住宅や設備(給湯器・窓・壁など)の選択・公共交通機関や自転車等の利用 県民が家電製品を購入する際、省エネ性能、ランニングコスト等を理解した上で、製品を選択することが家庭のエネルギー消費の削減につながることから、販売事業者が購入者(県民等)に対して省エネ性能を分かりやすく説明することで、省エネ型製品への買い替えを促進する必要がある。	 【県民】 ○エネルギー消費量を把握し、健康に配慮して低炭素型のライフスタイルの転換に努めること。 【事業者】 ○県民に対し、家電製品の省エネ性能等について情報提供に努めること。 【県民・事業者】 ○相互に連携・協働して地球温暖化対策の推進に努めること。
	環境に配慮した住宅の普及 ・ 世帯における用途別のエネルギー消費量をみると、暖房及び冷房が約4分の1を占めており、エネルギー消費量を低減させるため、建物の高断熱化・高気密化により冷暖房の効率を高めることが必要。	本県においては、「特定外建築物環境配慮計画書の提出に関する要綱」により、住宅等の小規模の建築物の新築・改築・増築にあたって環境への配慮を推進している。 また、平成27年7月に制定された建築物省エネ法により、段階的に新築住宅の省エネ基準の適合義務化が予定されている。 こうしたことから、環境に配慮した住宅の普及について、現段階で条例に位置付ける必要はないと考えている。	なし

区分	今後推進すべき地球温暖化対策の方向性 (あいち地球温暖化防止戦略 2030 より)	条例に位置付ける理由	条例への位置づけが必要な項目
事業活動	事業者による低炭素型の事業活動の促進(農林水産業を含む) ・ 本県の産業部門の温室効果ガス排出量は、事業者による自主削減取組等により減少しているが、産業部門の排出割合は県全体の5割以上を占めていることから、本県の温室効果ガス総排出量を削減する上で産業部門の取組が肝要。 ・ 業務部門の排出量は、オフィスビルや店舗などの総延床面積の増加に伴って増加しており、床面積当たりの温室効果ガス排出量を削減することが必要。 ・ 「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づく「地球温暖化対策計画書制度」については、より一層の取組を促進するため見直しが必要。	全ての事業者が事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を把握するとともに、その抑制に努めるべきことを位置づけ、エネルギー管理の徹底と温室効果ガスの排出抑制を促す必要がある。 「県民の生活環境の保全等に関する条例」(以下の「現行条例」という。)に規定されている「地球温暖化対策計画書制度」については、県が事業者の取組を適正に評価することや、適切な指導・助言を行うよう見直すとともに、条例に位置付けることで自主的な取組をより一層促進する必要がある。なお、制度の見直しにあたっては、意欲的な中小規模事業者にも配慮する必要がある。	【事業者】 ○事業活動の各過程における温室効果ガス排出量の抑制に努めること。 ○エネルギー管理の徹底に努めること。 ○大規模事業者が地球温暖化対策計画書及び実施状況書を提出すること。【義務】 ○中小規模事業者が地球温暖化対策計画書及び実施状況書を任意で提出できること。 【県】 ○地球温暖化対策計画書等を評価するとともに、必要に応じて事業者に対して指導・助言をすること。【義務】
	環境に配慮した建築物の普及 ・ エネルギー消費量を低減させるため、建物の高断熱化・高気密化により冷暖房の効率を高めることが必要。	現行条例には、一定規模以上の建築物の新築・改築・増築をしようとする者に対し、「環境配慮計画書」の提出を義務づけている。また、規模未満にあっても「特定外建築物環境配慮計画書の提出に関する要綱」に基づき環境への配慮を求めており、引き続きこれらの規定等を運用していくことで対応する。	なし
	低炭素型の技術・製品・サービスの供給の促進 ・ 本県は国内を代表するモノづくり地域として、県内 企業には厚い産業・技術の集積があり、本県で製造さ れるエコカーや蓄電池、LED などの製品は国内外にお いて社会全体の低炭素化に貢献する大きなポテン シャルを持っている。地球温暖化問題の解決には、最 新の科学技術・研究開発と普及が必要。	県内事業者は、地球温暖化対策に寄与する最新の環境技術を有しており、こうした技術の普及により、国内外の温室効果ガス削減に貢献していると考えられる。 事業者や県等が地球温暖化対策に寄与する技術の研究開発及びその普及に努めることを条例に位置付け、地球温暖化問題の解決に向けた更なる技術の発展を図っていく必要がある。	【事業者・県】 ○相互に連携・協働して地球温暖化防止に 資する先導的技術の研究開発等に努め ること。
	行政による率先取組の推進 ・ 県及び市町村は、業務部門における上位の多量排出事業者であり、地域の規範として率先的に温室効果ガスを削減することが必要。	県自ら、事務・事業における省エネルギー対策・地球温暖化対策に率先 して取り組む必要がある。	【県】○自ら率先して省エネルギー対策等に取り組むよう努めること。

区分	今後推進すべき地球温暖化対策の方向性 (あいち地球温暖化防止戦略 2030 より)	条例に位置付ける理由	条例への位置づけが必要な項目
	環境負荷の低い交通・運輸への転換 ・ 本県は他の大都市圏に比べて自家用乗用車の利用 割合が非常に高く、鉄道、バス等の割合が低いことから、過度の自動車利用を抑制し、公共交通機関や自転 車等の利用を促進することが必要。	現行条例には、自動車を使用する者に対し、自動車の排出ガス(NOx、PM、CO ₂ など)を抑制するため、自動車の使用に代えて公共交通機関の利用促進を規定しており、引き続き同規定に基づき運用していくことで対応する。 さらに、公共交通機関による通勤や来場を促すために事業者に対し、必要な措置を講ずるよう求めることで、自動車の使用に伴う温室効果ガス排出抑制を図る必要がある。	【事業者】○公共交通機関による通勤やショッピングモールなどへの来場を促進するよう努めること。
自動車利用	自動車使用に伴う環境負荷の低減 ・ 自動車の長期使用化が進んでいることや、近年の自動車燃料エネルギー消費量に顕著な減少傾向がみられないことから、今後もエネルギー効率に優れる次世代自動車等の普及拡大など、自動車からの排出量を着実に削減する取組が必要。	現行条例には、自動車を購入し、使用する者に対し、自動車の排出ガス (NOx、PM、CO ₂ など)を抑制するため、低公害車の購入に努めるよう規定しており、引き続き同規定に基づき運用していくことで対応する。 さらに、二酸化炭素の排出が極めて少ない電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車について、県や事業者が連携して普及促進を図ることを条例に位置づけ、自動車の走行に伴う温室効果ガスの排出抑制を図る必要がある。	【県民・事業者・県】 ○次世代自動車の普及促進に努めること。
地域づくり	環境負荷の少ない都市づくりの推進 ・ 都市構造については、温室効果ガス排出量を抑制するためだけでなく、今後予想される人口減少や超高齢化等に対応するため、集約型都市構造への転換が必要。 ・ 地域の特性を生かしつつ、それぞれの地域の課題に応じた環境負荷の小さな都市づくりを積極的に進めていくことが必要。	都市構造を集約型に転換することは、今後予想される人口減少社会や 高齢化社会に対応するだけでなく、エネルギー消費を抑制する効果が期 待できる。 市町村が都市づくりの主体となることから、県と市町村が連携して、 集約型都市など環境負荷の少ない都市づくりを推進することを条例に位 置づけることで、地域からの温室効果ガスの排出抑制を図る必要がある。	【県】○市町村と連携し、環境負荷の少ない都市づくりに努めること。

区分	今後推進すべき地球温暖化対策の方向性 (あいち地球温暖化防止戦略 2030 より)	条例に位置付ける理由	条例への位置づけが必要な項目
再生可能工 ネルギー等 の利活用の 推進	太陽エネルギーの恵みを有効活用 未利用資源・エネルギーの活用 水素社会の実現に向けた取組の推進 ・ 温室効果ガスの削減には再生可能エネルギー、未利 用エネルギー、水素エネルギーなどの低炭素なエネル ギーの大幅な普及拡大を図っていくことが必要。	戦略の目標を達成するためには、徹底した省エネと合わせて、低炭素なエネルギー(再生可能エネルギー、未利用エネルギー、水素エネルギー)の導入拡大が不可欠であることから、県民、事業者、県による積極的な導入を条例に位置付けることで低炭素なエネルギーの大幅な導入拡大を図ることが必要である。	【県民・事業者】○低炭素なエネルギーの積極的な導入に努めること。【県】○市町村と連携して低炭素なエネルギーの積極的な導入に努めること。
	廃棄物由来の二酸化炭素対策 ・ これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会 経済のあり方を見直し、廃棄物の発生抑制と適正な資 源循環を促すことにより、循環型社会を形成すること は、天然資源やエネルギーの消費抑制のために必要。	現行条例に基づき事業活動と日常生活に係る廃棄物の発生抑制等の規定を引き続き運用していくことで対応する。	なし
その他温室 効果ガスの 削減対策	代替フロン等の対策 ・ 冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、オゾン層を破壊する特定フロン (CFC、HCFC) からオゾン層を破壊しない HFCs を始めとする代替フロン等への転換が進んでおり、代替フロン等の排出量は近年増加する傾向にあることから、その対策が必要。	代替フロン等は、フロン排出抑制法、家電リサイクル法及び自動車リサイクル法により規制されていることから、各法令の規定を引き続き運用していくことで対応する。	なし

区分	今後推進すべき地球温暖化対策の方向性 (あいち地球温暖化防止戦略 2030 より)	条例に位置付ける理由	条例への位置づけが必要な項目
温室効果ガ スの吸収源 対策	温室効果ガスの吸収源対策 ・ 本県では、森林の適正な保全を図るため、間伐等の森林整備などに取り組んできたが、今後も間伐等の森林整備を推進するため、県民参加による森林整備や林業の振興、木材利用の拡大等に引き続き取り組んでいくことが必要。	森林が持つ二酸化炭素の吸収作用が地球温暖化対策に大変重要であることから、事業者や県民による森林の保全や整備及び県産材の利用促進を条例に位置付けることで、温室効果ガスの吸収源対策の推進を図る必要がある。	【県民・事業者】 ○森林の有する吸収作用を理解し、相互に 連携して森林整備及び県産木材の利用 の推進に努めること。
環境学習• 教育	低炭素社会の形成に向けた人づくり (環境学習・教育) ・ 地球温暖化対策は長期にわたって取り組んでいく 課題であることから、次代を担う青少年たちに低炭素 型の価値観を身につけてもらうことが特に重要であ り、発達段階に応じて地球環境に関する教育や学習の 機会を提供していくことが必要。	県民一人一人に低炭素型ライフスタイルへの転換を促すためには、次代を担う青少年たちに低炭素型の価値観を身につけてもらうことが特に重要である。 そのためには、地球温暖化防止活動推進センターを中心として、専門的知識、経験を有する人材を育成するとともに、事業者・民間団体等と連携しながら県民に対する普及啓発や学習の機会の充実を図り、低炭素社会づくりに向けた人づくりを推進する必要がある。	【県】○多様な主体と連携し、県民に対する普及 啓発と学習機会の充実を図るよう努め ること。○専門的な知識や経験を有する人材育成 に努めること。

その他	地方自治体実行計画の策定	知事が、事業者及び県民等が取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画の策定が現行条例に位置付けられているため、引き続き条例に位置付ける。	
-----	--------------	--	--